

ヨーロッパ人権裁判所による

「公正な満足」としての宣言的判決の付与(二)

米 倉 由美子

はじめに

第一章 第一期の判例(一九七二年—一九八一年)

第一節 合理的な期間内に裁判を受ける被疑者の権利の侵害(第五条三項違反)が認定された事件

第二節 身体の自由及び安全に対する権利の侵害(第五条一項違反)が認定された事件

第三節 公正な裁判を受ける権利の侵害(第六条一項違反)が認定された事件

第四節 裁判において無料で通訳を受ける権利の侵害(第六条三項違反)が認定された事件

第五節 私生活及び家族生活が尊重される権利の侵害(第八条違反)が認定された事件

第六節 小括 (以上、『筑波法政』三〇号)

第二章 第二期の判例(一九八二年—一九九一年)

第一節 身体の自由及び安全に対する権利の侵害(第五条違反)が認定された事件

1、X対イギリス事件

2、Van Droogenbroeck対ベルギー事件

3、de Jong, Baljet and van den Brink対オランダ事件

4、van der Sluijs, Zuiderveld and Klappe対オランダ事件

5、Duijnhof and Duijf対オランダ事件

6、Lubert対イタリア事件 (以上、本号)

第三章 第三期の判例(一九九二年—一九九八年一〇月三十一日まで)

おわりに

ヨーロッパ人権裁判所による「公正な満足」としての宣言的判決の付与(二)(米倉)

第二章 第二期の判例（一九八二年—一九九一年）

本章では、第二期の判例を扱う。第二期以降、人権裁判所に付託される事件の数が急増しており、それに伴い、第五〇条に関する判決の数も増えている。また、第二期以降の判例数の急増という点に鑑み、違反を認定された条文ごとに年代順に判例を見ていくこととする。これは、直近の判例が先例として引用されているため事例を比較しやすいという点、及び人権裁判所の判断の変化が見てとりやすいという点でメリットがあると考えられるためである。

第一節 身体の自由及び安全に対する権利の侵害（第五条違反）が認定された事件

1、X対イギリス事件

（条約違反の認定のみで十分であるとされた事例）

①事件の概要

イギリス国民Xは精神病患者である。Xは一九六八年に傷害罪で有罪判決を受け、刑事事件を起こす虞のある精神病患者の拘禁について規律する一九五九年法（以下、一九五九年法）に基づきB精神病院への強制入院を命じられたが、一九

七一年に仮釈放された。その後、一九七四年四月にXが錯乱状態にあり危険であるとのXの妻からの連絡に基づき一九五九年法上の手続がとられ、Xは警察により一日間拘禁された後B病院に再入院させられた。Xはただちに、弁護士に対し自己の代理人として人身保護令状を請求するよう指示し、手続がとられたが、結局、この請求は却下された。

一九七四年七月一日にXは人権委員会に対して、①再入院命令に正当な理由がないこと、②警察による拘禁の理由を迅速に告げられなかったこと、③これらについて当局に申立を提起する実効的手段がなかったこと、④これらについて条約違反があると申し立てた。一九七九年にXは死亡したが、Xの遺族の希望により、また一般的利益の問題が提起されていたため、手続は継続された。その後、本件は人権委員会によって人権裁判所に付託され、同裁判所は一九八一年一月五日、次のような判決を下した。Xの再入院命令の根拠となった医学的判断は客観的であり信頼性があるので第五条一項違反は存在しない（全員一致）。Xは再入院という継続的な身体の拘束を受けた。このような本件の事情においては、Xが提起した人身保護令状手続中の裁判所による審査は、第五条四項に規定されている権利を保障していないので、第五条四項違反が存在する（全員一致）。第五〇条に関しては、条約違反が認定された場合には公正な満足として金銭賠償と法改正（一九

五九年法の改正)を求めるとの意思が申立人側から示されていたが、政府側は態度を保留したため、当該問題は決定段階にないので留保する(全員一致)。

②第五〇条に関する裁判所の判断

一九八二年一〇月一八日、人権裁判所は次のような判決を下した。

Xの代理人による第五〇条に関する主張は「申立人の財産とその受益者のために(on behalf of the applicant's estate and its beneficiaries)」なされており、「故人に帰属する公正な満足の請求は、当該故人の利益のために存続する(a claim for just satisfaction vested in a deceased person may survive for the benefit of his estate)」という前提に基づいたものである。この前提は少なくとも物質的損害及び訴訟費用に関しては当てはまるが、本件の文脈において、Xの遺族は、自らの権利が侵害されたとは主張しておらず、Xが被った精神的苦痛に対する金銭賠償を求めている。しかし、本件において第五条四項違反を認定されたところの人身保護手続の不十分さと、Xが被ったと主張される精神的苦痛の間には、因果関係が存在しない。仮にXが当該苦痛を被っていたとしても、本件にはXの死亡という特別の事情があり、当該精神的苦痛はまったく一身専属的な性質(a purely personal nature)のものであるから、Xの遺族には関係がない。

よって、精神的苦痛に対する金銭賠償を与える必要はない(六対一)。

法改正については、関係法律の改正案が議会で審議されているところなのでこの改正が完了すれば、条約違反を認定された国内法上の欠陥が是正される、と政府側は主張したが、人権裁判所は、「当該法律改正案に留意すると述べるに留まることが適切であると考える」と述べ、X側の請求を却下した。訴訟費用については、ストラスブル手続の費用に関しては、Xの遺族と政府との合意に正式の留意を表し(全員一致)、国内手続の費用に関しては、政府が三二四ポンドを支払うものとした(全員一致)。

③考察

まず本件は、本案判決において条約違反を認定された原因となった法律の改正が進行中であることが公正な満足の判断にどのような影響を与えるかという点に、示唆を与える事例である。この点は、人権裁判所が自らイギリス対アイルランド事件及びMarckx事件を引用している通り、従来の判例を踏襲したものであると言える。すなわち、申立人側は当該法律の改正を人権裁判所が命じること自体を「公正な満足」として請求したが、人権裁判所は、そのような命令を出す権限がないという立場をとったものと解せられる。

また、Xがストラスブル手続の係属中に死亡したという

事情があつたことにより、自己の身体拘束の合法性を裁判所の審査に付すという手段が実効的に確保されていないことから被つた精神的苦痛は、一身専属的なものであることが確認された。

2. Van Droogenbroeck 対ベルギー事件

(金銭賠償が付与された事例)

①事件の概要

本件申立人であるベルギー国民 Van Droogenbroeck (以下、VD) は、一九七〇年七月二十九日にブリュージュ刑事裁判所において、強盗のことで有罪判決を受け、二年間の拘禁刑を言い渡された。また同裁判所は、VD が再犯者であること(一九六八年に強盗罪で有罪判決を下されている)に留意し、再犯者の処遇に関して規律する一九六四年七月一日の社会的保護法(以下、社会的保護法)に基づき、VD を一〇年間、政府の監督処分の下に置くという命令を下した。これに対し、VD と検察側の双方が控訴したが、ゲント控訴院は、一九七〇年一〇月二〇日、原審判決及び命令を支持した。VD は、この控訴審判決を不服として破棄院に上訴したが、一九七一年一月一九日に棄却された。¹⁵⁾

拘禁刑を一九七二年六月に終えたVD は、監督処分命令に基づき、矯正プログラムに従つて職業訓練を受けていたが、

失踪を繰り返し、その度に窃盗等のかどで警察により逮捕されてきた。このような事情から、司法大臣は一九七五年九月、VD の再犯の虞を理由に、拘禁手続をとることを決定した。この決定を聞き、VD は再び失踪したが、一九七六年一月二

一日に警察に出頭し、そのまま拘禁された。その後、同年三月にVD は、再犯者処遇委員会(Rechtdivis Board)に対し、前の九月の司法大臣決定に基づく処分の再審査を求めたが、同委員会はVD の釈放を認めなかった。これを不服としてVD は、一九七六年五月、ゲント控訴院に申立を提起したが、却下された。その後、破棄院にも上訴したが、退けられた。結局、一九七七年五月の再犯者処遇委員会の審査に基づき司法大臣の決定により、VD は同年六月一日に、条件付きで釈放されたが、その直後にVD は失踪した。同年九月、VD は窃盗のかどで逮捕され、一二月二一日に再犯者収容施設に収監された。その後、一九七九年九月に、VD は社会的保護法第二六節に基づきゲント控訴院検事長に釈放を求める申立を提起し、審査の結果、政府の監督処分から外すことが認められ、一九八〇年三月一八日にVD は釈放された。¹⁶⁾

VD は、一九七四年に人權委員会に対し、条約第四条(強制労働の禁止)、第五条一項、第五条四項等の違反を申し立てたが、これは国内的救済手段を尽くしていないとして受理不可能とされた。VD は一九七七年四月に再度、人權委員会

に同様の申立を提起し、これは受理され、同委員会は一九八〇年七月九日の報告書において、第五条四項違反のみを認定した。¹⁷⁾ 本件はその後、人権裁判所に付託され、同裁判所（大法院）は一九八二年六月二四日、次のような判決を下した。

V Dの申立に基づき、人権裁判所が考慮の対象とする拘禁は、一九七六年一月二日から一九七七年六月一日までの拘禁と、一九七七年一月二日から一九八〇年三月一八日までの拘禁であり、これら二つの拘禁の根拠は、直接的には司法大臣決定であるが、社会的保護法の規定によれば当該決定は裁判所の判決と不可分であり、本件におけるV Dの自由の剥奪とゲント控訴院の一九七〇年一月二〇日判決との間には十分な連関があるので、第五条一項違反は存在しない（全員一致）。¹⁸⁾ 本件において条約第五条四項の要件を満たすためには、ベルギーの裁判所がV Dの申立に基づき、右二つの拘禁が合法的であるという理由がなお存在するか否かについて迅速に決定しうる手続の存在が必要であった。まず、「再犯者処遇委員会」は第五条四項に規定するところの「裁判所」に該当しない。政府側は、V Dが利用し得た手続をいくつか挙げたが（ゲント控訴院への釈放請求や、急速審理裁判官（*juges des référés*）への申立提起など）、それらの手続はいずれも、拘禁期間の短縮や拘禁の暫定的停止といった効果しか導き出せないものであり、拘禁の合法性そのものを審査す

ることはできない。また、これらはベルギー国内において確立した手段ではなく実行が一定していない点で、利用可能性があるとは言えない。さらに、とりわけゲント控訴院への釈放請求は、いったん提起すると、その後三年（場合によっては五年）を経過しないと再度提起することができないことになっており（社会的保護法第二六節）、迅速な手続とはいえない。したがって、第五条四項違反が存在する（全員一致）。¹⁹⁾ 人権裁判所における審理において、V Dの代理人は第五条〇条に関して、条約違反が認定されれば公正な満足を請求すると述べていたが、政府側は見解を示していなかったため、当該問題は決定段階にないので留保し、本件を小法院に差し戻すことを決定する。²⁰⁾

②第五〇条に関する裁判所の判断

一九八三年四月二五日、人権裁判所（小法院）は次のような判決を下した。

V Dは、第五条四項に違反する状況下で拘禁されていたと主張する期間を一九八九日間と算出し、物質的及び精神的損害に対する賠償として一日あたり六千ベルギーフランの金銭賠償を請求した。しかし、本案判決に関係する拘禁期間は第五条一項に違反しておらず、認定された第五条四項違反は、拘禁の合法性を問うための手続をとる権利の欠如に起因するものではない。当該権利を有していればV Dがもっと早く釈

放されたということを示すものは何もないので、物質的損害に関する主張は却下される。一方、精神的損害については、V Dは、当該権利の欠如によって、条約違反を認定した判決のみによっては償われなところの精神的損害を、被ったであろうと考えられる。よって、条約第五条五項に鑑みて、V Dに公正な満足を付与することとし、その金額は、公正に基づき、金額は二万ベルギーフランとする（全員一致）。（なお、V Dの代理人により訴訟費用も請求されていたが、全て却下された。）

③考察

本件においては精神的損害に対する金銭賠償が与えられた。しかし、第五条四項違反と精神的損害との因果関係については、第五〇条判決の文言上はそれほど明確には述べられておらず、X対イギリス事件の第五〇条判決を参照させる形となっている。本稿でもすでにみたとおり、当該事件は申立人Xの死亡という特別な事情があり、第五条四項違反によってXが被った精神的損害に対する金銭賠償の請求をXの遺族が行ったために、当該請求は認められなかった。この点に鑑みると、本件においては精神的損害のV Dへの帰属は明確なのであるであろうか。これに関して想起されるのが、本件の本案判決が大法廷によって与えられている点である。小法廷から大法

廷に管轄権が移譲されるのは、おもに条約の解釈や先例に関する重大な問題が発生する場合等であるが、本件においては、第五条四項の保障範囲に関する問題が提起されていたことが大法廷での審理に導いた。²¹つまり、第五条四項に規定されている、拘禁の合法性の審査を求める手続をとる権利の範囲を明確にするよう、人権裁判所は求められていた。そして、本案判決は、それまで保障されているか否か明らかにされていなかった部分（すなわち、有罪判決に基づく刑期を終えた者を再犯の虞があることを理由に拘禁する場合、当該拘禁の合法性がなお存在しているか否かについて、合理的な間隔で（at reasonable interval）裁判所の審理を求める権利が、被拘禁者に付与されていること、及び、そのような権利の行使は実効的かつ迅速になされなければならないこと）²⁶が保障範囲に含まれることを明確にしたと言えよう。本案判決におけるこの判断が、第五〇条判決における精神的損害に対する金銭賠償の付与という決定に有利に働いたと推測することも可能であろう。

3. de Jong, Baljet and van den Brink 対オランダ事件

（金銭賠償が付与された事例）

①事件の概要

本件はオランダの条約違反を訴える、人権委員会への三つ

の申立に端を発する。本件は人權委員会によって人權裁判所に付託され、同裁判所は一九八四年五月二二日に判決を下した。²⁹

本件申立人である三名 (de Jong, Bajjet, van den Brink) はそれぞれオランダ空軍の兵役に徴集された後、de Jong と Bajjet は良心的兵役拒否者としての自己の信念に基づき、van den Brink の場合は当該信念に基づかず単に、軍の命令に従うことを拒否したため、軍事刑法 (Military Penal Code) 違反の容疑で逮捕された。各人は逮捕後、軍紀に規定されている手続に基づいて、身柄を拘束されている間に、軍傍聴官 (auditeur-militaire) により意見聴取された。政府側は、この軍傍聴官が条約第五条三項にいうところの「司法権を行使することが法律によって認められている官憲」にあたりと主張した。しかし人權裁判所はこれを退け、軍傍聴官は釈放を命じる権限を有していないため、第五条三項により求められている手続的保障を与えていないと判断した。結局、本件において、de Jong が七日間、Bajjet が一日間、van den Brink が六日間身柄を拘束された後、軍法裁判所 (Military Court) に送致された。de Jong と Bajjet は、軍法裁判所に事件が送致された日に釈放された。本件の事情、とりわけ軍隊運営における緊急性 (de Jong と Bajjet が属していた部隊は近々、国連平和維持活動への参加のためレバノンに派遣

されることになっており部隊の規律強化が求められていたこと) に考慮を払うとしても、当該拘禁期間は第五条三項により求められている「迅速さ」と合致しない。van den Brink の場合には、彼が逮捕されてから軍法裁判所に送致されるまで六日が経過しており、これは第五条三項により規定されている限度を超えている。したがって、第五条三項違反が存在する (全員一致)。³⁰

政府側の主張によると、軍法裁判所への送致前の拘禁中に利用できる救済手段は、軍事刑法第四条に規定されており、同条によれば、当該救済手段は、軍法裁判所に対して、送致の可否又は拘禁の終了のいずれかの決定を指揮官が行う期限を定めるよう申し立てることである。しかし実際には、当該申立は、逮捕後二週間経ってからでないと提起することができないため、被拘禁者は「迅速な」決定を得ることができない。本件において、軍法裁判所への送致前の拘禁期間は、de Jong が七日、Bajjet が一日、van den Brink が六日であったから、この申立を提起することができず、救済手段を有していなかった。このような期間、裁判所へのアクセスが欠如していることは、本件における各申立人から、自らの拘禁の合法性の「迅速な」審査を得るために裁判所への訴えを提起する権利を奪つたに等しい。よって、第五条四項違反が存在する (全員一致)。³²

②第五〇条に関する裁判所の判断

三人の申立人はそれぞれ、人權裁判所が第五条違反であると判断する拘禁一日あたり百ギルダの金銭賠償を公正な満足として請求していた。オランダ政府側は、de JongとBaljetの請求に応じるとの意思を示していたが、van den Brinkに関しては、有罪判決で確定した拘禁刑の刑期から「違法な拘禁」期間が差し引かれているので金銭賠償を与える必要はないとの立場を示した。³⁵ 人權裁判所は、本案判決と同一の判決の中で、次のように判示した。条約第五条三項及び同条四項違反が存在しなかったならば、申立人がより早く釈放されたと、自らの拘禁について「迅速な」司法的統制を加える機会を喪失していた。よって、申立人は第五条三項及び同条四項上の保障を与えられていなかったために、条約違反の認定によつては(van den Brinkに関しては、刑期への算入によつても)償われきれないほどの精神的損害を被つていたと言へる。このような事情と、申立人の請求金額が適度であることに鑑みて、各申立人に対して、それぞれ三百ギルダを公正な満足として付与する(全員一致)³⁴。

③考察

本件においては、精神的損害に対して金銭賠償が与えられた。しかし、判決の文言上、どの程度の精神的損害だったか

についてそれほど詳しくは述べられていない。de JongとBaljetについては「条約違反の認定によつては償われきれないほどの」精神的損害を、van den Brinkに関しては「刑期への算入によつても償われきれないほどの」精神的損害を被つた、としか言及がない。これは、同じく精神的損害に対して金銭賠償が与えられた Ringelsen 事件や Artico 事件における精神的損害に関する具体的な記述と、対照的である。

Ringelsen 事件においては、第五条三項違反を認定された合理的期間を超過した勾留は Ringelsen にとつて「重大な不正義」であり、彼にとつて「辛いものであった」と人權裁判所は述べている。³⁵ Artico 事件においては、第六条一項違反(実効的な法的扶助を受けられなかったこと)によつて Artico は「孤独、混乱、無視という苦惱」を被つた、と述べられている。³⁶

こうした具体的記述と比べると、本件において申立人が被つた精神的損害はどのようなものなのか、非常に漠然としか述べられていない。では、本件において金銭賠償に導いた要因は他にあるのか。これに関して想起されるのが、申立人側の請求額の低さである。すなわち、三人の申立人がそれぞれ請求していたのは、人權裁判所が第五条違反であると判断する拘禁一日あたり百オランダ・ギルダであり、ごく低額である。この請求額のいわば「控えめな」態度も、金銭賠償

が認められるための要因の一つと言えるのではないか。³⁷⁾

4 van der Sluijs, Zuiderveld and Klappe 対オランダ事件

(金銭賠償が付与された事例)

①事件の概要

本件はオランダの条約違反を訴える、人権委員会への三つの申立に端を発する。本件は人権委員会によって人権裁判所に送致され、同裁判所は一九八四年五月二二日に判決を下した。³⁸⁾ 本件は、de Jong, Bajet and van den Brink 対オランダ事件と被告国が同じであり、口頭弁論手続が同時に行われ、³⁹⁾ 判決も同一の日に出されていることからわかるように、類似の事案である。すなわち、オランダ軍に徴集された三名の本件申立人 (van der Sluijs, Zuiderveld, Klappe) は、良心的兵役拒否者としての自己の信念に基づき、軍の命令を拒否したため、軍事刑法違反の容疑で逮捕され、その後の手続が条約第五条三項に違反することが認定された事例である。

各申立人は逮捕後、軍事刑法の定めるところに従い、軍務聴官及び担当士官により意見を聴取されたが、これらの官職は条約第五条三項にいうところの「司法権を行使することが法律によって認められている官憲」にあたらないため、同条項により求められている手続的保障が与えられていない。⁴⁰⁾ 本件においては、逮捕後、van der Sluijs は五日後、Zuiderveld

は三日後、Klappe は二日後に、軍法裁判所に送致されているが、単なる送致それ自体は、第五条三項により定められている手続的保障を与えていることにはならない。⁴¹⁾ 軍法裁判所が各申立人から意見を聴取したのは、van der Sluijs については逮捕から一二日後、Zuiderveld については逮捕から一日後、Klappe については逮捕から一四日後であり、このような期間は、軍隊の規律維持という緊急性に鑑みても、第五条三項に規定されている「迅速さ」の限度を超えており、以上から、同条項の違反が存在するといえる (全員一致)。

②第五〇条に関する裁判所の判断

三人の申立人の代理人は、申立人が条約違反の帰結として様々の精神的損害を被ったので金銭賠償を望んでいるが、金銭賠償は優先的な問題ではないので、賠償額については人権裁判所の判断に委ねる、との見解を示していた。オランダ政府側は、Zuiderveld と Klappe に関しては、有罪判決で確定した拘禁刑の刑期から再拘束 (custody on remand) の期間が差し引かれているので金銭賠償を与える必要はないとの立場を示した。⁴³⁾ 人権裁判所は、本案判決と同一の判決において、⁴⁴⁾ de Jong, Bajet and van den Brink 対オランダ事件判決における第五〇条に関する判示と同様のことを述べた上で、各申立人に対して、それぞれ三百ギルダーを公正な満足として付与するとした (全員一致)。⁴⁵⁾

③考察

第五〇条判決の文言自身から明らかなように、前の *de Jong, Baljet and van den Brink* 対オランダ事件の公正な満足に関する判断と同一の判断が下されている。また、第五条三項違反の認定に際して、裁判所に対する訴えの提起だけでは、同条項にいうところの要件を満たしていないとされ、実際に身柄を拘束されている者への意見聴取が行われることが必要であると判断された点が注目される。

5. *Duinhof and Duif* 対オランダ事件

(金銭賠償が付与された事例)

①事件の概要

本件も前二つの事件と同じく、オランダ軍に徴集された本件申立人 (*Duinhof, Duif*) が良心的兵役拒否者としての自己の信念に基づき、軍の命令を拒否したため、軍事刑法違反の容疑で逮捕され、その後の手続が条約第五条三項に違反することが認定された事例である。

本件は特に、*van der Slujs, Zuiderveld and Klappe* 対オランダ事件と類似している。逮捕後 *Duinhof* は五日後 *Duif* は三日後に軍法裁判所に送致されているが、単なる送致それ自体は、第五条三項に定められている手続的保障を与えていることにはならない。⁴⁶⁾ 軍法裁判所が各申立人から意見を聴取

したのは、*Duinhof* については逮捕から八日後、*Duif* については逮捕から一二日後であり、このような期間は、軍隊の規律維持という緊急性に鑑みても、第五条三項に規定されている「迅速さ」の限度を超えており、以上から、同条項の違反が存在するといえる(全員一致)⁴⁷⁾。

②第五〇条に関する裁判所の判断

申立人の代理人は、口頭弁論において、申立人の公正な満足に関する請求は、*van der Slujs, Zuiderveld and Klappe* 対オランダ事件の当該請求と類似したものであると述べてから、金銭賠償は優先的な問題ではないので、賠償額については人権裁判所の判断に委ねる、とした。オランダ政府側は、申立人が被ったいかなる精神的損害も、有罪判決で確定した拘禁刑の刑期から再拘束の期間を差し引くことによつてすでに償われているので、金銭賠償を与える必要はない、とした。⁴⁸⁾ 人権裁判所は、本案判決と同一の判決において、⁴⁹⁾ ことでも *de Jong, Baljet and van den Brink* 対オランダ事件判決における第五〇条に関する判示と同様のことを述べた上で、各申立人に対して、それぞれ三百ギルダーを公正な満足として付与するとした(全員一致)。

③考察

以上から明らかなように、これら三つの事件 (*de Jong, Baljet and van den Brink* 対オランダ事件、*van der Slujs,*

Zuiderveld and Klappe 対オランダ事件及び Duijnhof and Duijf 対オランダ事件)では、公正な満足に関して同一の判断が下されており、いずれの事件においても、少額ながら金銭賠償が認められた。請求額の控えめさが金銭賠償が認められる要因の一つと考えられる点については、すでに述べた通りである。なお、その後の閣僚委員会の決議によれば、一九八三年三月に、オランダの軍事刑法及び軍紀の適用に関する規則が様々な点で改正され、軍事刑法や軍紀違反の容疑で拘禁中の軍隊構成員の処遇が改善された。こうした法規の改正は、条約違反の認定がもたらす効果と言える。⁵²

6. Luberti 対イタリア事件

(条約違反の認定のみで十分であるとされた事例)

①事件の概要

イタリア国民である Luberti は、一九七六年一月にローマ重罪院により殺人のかどで有罪判決を下された。その後、Luberti は、犯行時に精神錯乱状態であったことを理由として、ローマ重罪控訴院に控訴した。これを受け、ローマ重罪控訴院は、専門家による精神鑑定を行った結果、偏執症や誇大妄想などの症状が出ているとの鑑定意見が出され、同控訴院はこれを認めたため、一九七九年一月一六日に Luberti は精神的無能力を理由として無罪を言い渡され、同時に精神

病院への二年間の強制入院を命じられた。⁵³ Luberti は強制入院からの解放を求めて、三つの裁判所に申立を提起した。(一九七九年一月一九日にローマ監督部に、一九八〇年八月一六日にローマ重罪院に、また同日にナポリ監督部にそれぞれ退院を求める申立を提起した。)最初の二つの手続では申立は認められなかったが、ナポリ監督部における手続の結果、一九八一年六月一五日に Luberti は退院できた。⁵⁴

Luberti はこれらの手続が迅速に行われなかったことが条約第五条四項違反にあたること、及び強制入院措置が第五条一項 e 違反であることを訴えて、一九八〇年五月、人権委員会に申立を提起していた。⁵⁵ 本件はその後、人権裁判所に送致され、同裁判所は一九八四年二月三日、次のような判決を下した。まず、強制入院については十分な医学的根拠があり、かつ、期間も不当に長くはないので、第五条一項 e 違反は存在しない(全員一致)。Luberti が提起した三つの手続のうち、ローマ監督部に提起した手続は一九七九年一月一九日から一九八一年五月二九日までかかっており(ローマ監督部が管轄権欠如の決定を下した後、Luberti はこれを不服としてローマ控訴院に控訴していた)、⁵⁶ これは過度の遅滞と見なすことができ、この遅延のために他の裁判所は手続を「迅速に」とることができなかったため、第五条四項違反が存在する(全員一致)。⁵⁷

②第五〇条に関する裁判所の判断

Lubertiは、物質的及び精神的損害に対する賠償として二千万リラを請求し、ローマ監督部及びローマ控訴院において要した訴訟費用として(利子は別に)百万リラを請求した。⁵⁸ イタリア政府と人権委員会はそれぞれの見解を表明しており、人権裁判所はこの問題が決定の段階にあると考えて、条約違反を認定した判決と同一の判決の中で、次のような判断を下した。第五条一項違反は認定されていないので、自由の剥奪から生じた損失は考慮されえない。第五条四項違反については、当該違反がなかったならばLubertiがより早期に解放されていたという証拠はない。したがって、因果関係の欠如を理由として、金銭的損失に関するいかなる請求も却下されなければならない。⁵⁹

一方、Lubertiが手続の遅延のために精神的損害を幾分被っていたことは確かである。しかし、この手続の遅延は、Luberti自身が同時に三つの裁判所に申立を提起したこと、及び一九八〇年八月二二日から翌年三月一七日まで彼自身が逃亡中だったため手続が中断せざるを得なかったことに起因するところが大きいので、手続の遅延は、相当程度、彼自身の行動によるものである。⁶⁰ したがって、第五条四項違反の認定そのものが、第五〇条の目的上、精神的損害に対して公正な満足を構成する。⁶¹

訴訟費用に関しては、問題となった手続に要した費用の目的の点でも、金額の合理性の点でも、本裁判所の先例から発生している諸要件を満たしているので、適切と考えられる利子を付して、百万リラを公正な満足として付与する。⁶²

③考察

本件においては、第五条四項違反と認定された裁判手続の遅延をもたらした原因の一つが、申立人自身の行動に求められることを、人権裁判所は第五〇条に関する判断を下す際に考慮に入れた。したがって、本件は、申立人の責に帰すべき事柄の存在があると、違反の認定のみで、精神的損害に対する十分な賠償と見なされる、という点を明らかにした事例といえる。

(以下、続く)

(注)

- (1) 判例の時期区分については、本稿「はじめに」を参照。(『筑波法政』三〇号、一九八頁。)
- (2) 第二期以降の判例の検索にあたっては、人權裁判所の公式ホームページ上に公開されている判例データベース (HUDOC) (<http://www.echr.coe.int/Hudoc.htm>) を用いた。判決の引用方法については、データベース上の公式判例集 (Series A) の号数での表示がなされているので、それに従う。また事件名の表記に関しては、データベース上、「申立人氏名」対「被告人名」という形式がとられているので、それに従う。
- (3) Case of X v. the United Kingdom (Merits), judgment of 5 November 1981, Series A, no. 46, paras. 20-30.
- (4) *Ibid.*, para. 8.
- (5) *Ibid.*, para. 32.
- (6) *Ibid.*, paras. 42-46 and item 1 of operative provisions.
- (7) *Ibid.*, paras. 48-59 and item 2 of operative provisions.
- (8) *Ibid.*, para. 67 and item 4 of operative provisions.
- (9) Case of X v. the United Kingdom (Article 50), judgment of 18 October 1982, Series A, no. 55, para. 12.
- (10) *Ibid.*, paras. 16-19 and item 3 of operative provisions.
- (11) *Ibid.*, paras. 14-15.
- (12) *Ibid.*, paras. 25-26 and item 1 of operative provisions.
- (13) *Ibid.*, paras. 20-24 and item 2 of operative provisions.
- (14) *Ibid.*, para. 15.

(15) Case of Van Droogenbroeck v. Belgium (Merits), judgment of 24 June 1982, Series A, no. 50, para. 9.

- (16) *Ibid.*, paras. 10-18.
 - (17) *Ibid.*, paras. 30-31.
 - (18) *Ibid.*, paras. 33-42 and item 1 of operative provisions.
 - (19) *Ibid.*, paras. 49-56 and item 2 of operative provisions.
 - (20) *Ibid.*, paras. 61-62 and item 4 of operative provisions.
 - (21) Case of Van Droogenbroeck v. Belgium (Article 50), judgment of 25 April 1983, Series A, no. 63, paras. 10-13 and item 1 of operative provisions.
 - (22) *Ibid.*, paras. 14-16 and item 2 of operative provisions.
 - (23) 本稿「はじめに」注(1)を参照。(『筑波法政』三〇号、二〇〇頁。)
 - (24) Case of Van Droogenbroeck v. Belgium (Merits), *op. cit.*, paras. 2 and 7.
 - (25) この権利が強制入院をさせられている精神障害者に付与されていることは「前の」対イギリス事件で明らかになっていたが、Case of X v. the United Kingdom (Merits), *op. cit.*, para. 52.) 当該権利が、再犯の虞のあることを理由に拘禁されている者にも認められるということを明らかにした点に、本判決の新規性があると言えるのではないか。
- また、この点は第五条一項aの解釈とも関係がある。第五条四項の「拘禁の合法性の審査を求める権利」の前提には、当然ながら、当該拘禁のそもそもの合法性が先立って「いったん」確立されていなければならず、それを規定しているのが第五条一項aだ

- からである。そして、第五条一項aの解釈において、有罪判決の刑期終了後に行政決定として更に拘禁処分に付す場合、第五条一項aが適用されるためには、行政決定と当初の有罪判決との間に「十分な連関 (sufficient connection)」がなくてはならない、という解釈を打ち立てたのが、このV/D対ヘルギー事件判決である。よかれ。D. J. Harris, M. O'Boyle and C. Warbrick, *Law of the European Convention on Human Rights* (1995), p. 108; J. de Meyer, Article 5 § 1, in L. - E. Petit, E. Decaux et P. - H. Imbert (eds.), *La Convention Européenne des Droits de l'Homme : Commentaire article par article* (1995), p. 192.
- (26) この「裁判所に拘禁の合法性の審査を求める権利」が、条約第五条四項の求めている「利用可能性と実効性」を備えるには、被拘禁者自身又はその弁護士が当該権利を実際に利用できるほどに「確実な」もつてなければならぬ。(Case of Van Droogenbroeck v. Belgium (Merits), *op. cit.*, para. 54. しか、本判決で述べた)の(事件)では、(締結)の(規定)を(見)方(を)と(す)る。D. J. Harris, M. O'Boyle and C. Warbrick, *op. cit.*, p. 155. (Harris の E v. Norway, judgment of 29 August 1990, Series A, no. 50, para. 60. を「全々へん」その(証左)に(添)は(す)る。)
- (27) Case of de Jong, Baljet and van den Brink v. the Netherlands, judgment of 22 May 1984, Series A, no. 77, paras. 1-2.
- (28) *Ibid.*, paras. 46-50.
- (29) *Ibid.*, paras. 22-23.
- (30) *Ibid.*, paras. 52-53 and item 5 of operative provisions.
- (31) 本件において軍事裁判所が第五条四項にいうところの「裁判所」であることには争いが無い。*Ibid.*, para. 58.
- (32) *Ibid.*, paras. 58-59 and item 5 of operative provisions.
- (33) *Ibid.*, para. 64.
- (34) *Ibid.*, para. 65 and item 8 of operative provisions.
- (35) Ringensen case (Article 50), judgment of 22 June 1972, Series A, no. 15, para. 26. 本稿「第一章 第二節 1」を参照。(『筑波法政』三〇号「三〇三頁」)
- (36) Artico case, judgment of 13 May 1980, Series A, no. 37, paras. 45-48. 本稿「第二章 第三節 6」を参照。(『筑波法政』三〇号「二二五頁」)
- (37) Engel and others 事件において、Engel についての第五条一項違反に対する「象徴的賠償金として」百ギルターが付与されたことに鑑みると、本件においても象徴的賠償金が与えられたと捉えることが可能かもしれない。(Case of Engel and others (Article 50), judgment of 23 November 1976, Series A, no. 22, para. 10. 本稿「第二章 第三節 1」を参照。(『筑波法政』三〇号「二〇七頁」)
- (38) Case of van der Sluijs, Zuideweld and Klappe v. the Netherlands, judgment of 22 May 1984, Series A, no. 78, paras. 1-2.
- (39) *Ibid.*, para. 4. 当時の裁判所規則 (一九八三年一月一日発効) 第二十一条六項に基づく。
- (40) *Ibid.*, paras. 40-45 and 47-48.
- (41) *Ibid.*, para. 46.

- (42) *Ibid.*, paras. 49–50 and item 3 of operative provisions.
 (43) *Ibid.*, para. 51.
 (44) Case of de Jong, Baljet and van den Brink v. the Netherlands, *op. cit.*, para. 65.
 (45) Case of van der Sluijs, Zuiderveld and Klappe v. the Netherlands, *op. cit.*, para. 52 and item 4 of operative provisions.
 (46) Case of Duinhof and Duif v. the Netherlands, judgment of 22 May 1984, Series A, no. 79, para. 36.
 (47) *Ibid.*, para. 41 and item 1 of operative provisions.
 (48) *Ibid.*, para. 44.
 (49) Case of de Jong, Baljet and van den Brink v. the Netherlands, *op. cit.*, para. 65.
 (50) Case of Duinhof and Duif v. the Netherlands, *op. cit.*, para. 45 and item 2 of operative provisions.
 (51) Resolutions DH (84) 7 and 8 of December 1984, and DH (85) 11 of 31 May 1985.
 (52) 人権裁判所による条約違反の認定判決を被告国が遵守する義務及びその監視の任務にあたるのが閣僚委員会であることは、条約上定められている(旧条約第五三条及び第五四条、現条約第四六条)。被告国の判決遵守義務に基づく国内法規や運用の改正と、権利侵害を受けた被害者個人の救済との関係については、本章の小括において検討する予定である。
 (53) Case of Tuberti v. Italy, judgment of 23 February 1984, Series A, no. 75, paras. 8–10.
 (54) *Ibid.*, paras. 14–17.
 (55) *Ibid.*, para. 22.
 (56) *Ibid.*, para. 14.
 (57) *Ibid.*, paras. 32–37.
 (58) *Ibid.*, para. 39.
 (59) *Ibid.*, para. 40.
 (60) See, *Ibid.*, paras. 16, 33–34 and 36.
 (61) *Ibid.*, para. 41.
 (62) *Ibid.*, para. 42.

(大学院博士課程社会科学部研究科)